

令和6年7月15日

## 杉並区給食費相当給付金事業 F A Q (よくある質問)

- Q1** 申請が8月15日に間に合わないと、支給要件に当てはまっても、4月～7月分の給付金は受け取れないのですか。
- A1** 受け取る時期は遅くなりますが、第2回または第3回の支給時期に併せて支給します。12月10日までに申請された場合は、4月～12月分をまとめて支給します。12月10日を過ぎ令和7年3月10日までに申請された場合は、4月～3月分をまとめて支給します。
- Q2** 振込口座の名義は、申請者（保護者）とは別人でもいいのですか。
- A2** 本給付金は申請者本人に支給しますので、申請者のお名前と同じ名義の口座を指定してください。父母のどちらを申請者としても構いませんので、父親の口座に振り込む場合は申請者も父親、母親の口座に振り込む場合は申請者も母親としてください。
- Q3** 月の途中で杉並区に転入してきました。給付金は日割でもらえますか。
- A3** 毎月10日を基準日として住民登録を確認します。日割ではなく、支給要件に当てはまることを確認できた月の分を支給します。
- Q4** 外国籍の場合、申請者名は本名ですか、通称名ですか。
- A4** どちらでも構いません。ただし、振込口座の名義が本名の場合は申請者名も本名、通称名の場合は申請者名も通称名としてください。